北海道告示第１１１３２号

北海道が令和６年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和６年７月１１日

北海道知事　鈴　木　直　道

（総務部所管分その３）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　子育て支援対策事業 幼稚園等において、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として予算の範囲内で補助する。				総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		
(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備 幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。	道内に幼稚園等を設置する学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）	遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品、遊具等の修繕や改修工事及び大規模な工事を伴うものを除く。）	(1) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園並びに交付決定年度の翌年度から認定こども園に移行する幼稚園の場合　２分の１以内 (2) 上記以外の幼稚園の場合　３分の１以内					
(2) 認定こども園等の業務体制への支援 認定こども園等への移行に係る事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子供を安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。	道内に幼稚園を設置する学校法人等	(1) 認定こども園又は施設型給付費の支給を受ける幼稚園への移行に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等 (2) 登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等	２分の１以内					

	補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
	(3)幼児教育の質の向上のためのICT化支援 　幼稚園等において教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備を行うことで、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。	道内に幼稚園等を設置する学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）	教育に係る資料の電子化に必要な情報システム導入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等（すでに導入しているシステムや端末等に係るものを除く。）。また、資料の電子化を行うために必要となるパソコン等の備品、付属品や消耗品の購入費も対象とする。	２分の１以内					